

交付申請の場合は、**1,700円分の収入印紙**を貼付してください（県が発行する収入証紙ではありません）。金額を超過した収入印紙を貼付した場合は必ず余白部分に「**過納承諾 氏名**」を記入願います。
また収入印紙への消印（割印）はしないでください。

関東総合通信局の窓口で受取を希望される場合、余白部分に「**窓口交付希望**」と記入願います。
郵送による交付を希望する場合は必ず「**返信用封筒**」を同封してください。

工事担任者資格者証交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿



貼付する写真の裏面には、「申請資格及び氏名」を記入しておいてください。

写真貼付欄
1. 申請者本人が写っているもの
2. 正面、無損、無変色、上三分身で6月以内に撮影されたもの
3. 縦33mm×横25mm
4. 写真と申請者本人に貼付されるので、撮影済みの写真を貼付する場合は必ず裏面に「貼付済み」と記入してください

郵便番号 102-8795

住 所 東京都千代田区九段南〇-〇

必ず日中に**連絡可能な電話番号**を記入してください。

(方) 電話(日中の連絡先) 03-6238-1674

年号は昭和：S 平成：H 令和：R

氏名	フリガナ(姓)	ソウム	(名)	タロウ						
	漢字(姓)	総務	(名)	太郎						
生年月日	H	1	3	年	0	4	月	0	1	日

氏名は直筆でなくても結構です。

下の欄に住民票コード又は現に有する工事担任者資格者証、電気通信主任技術者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。

□	住民票コード(11桁)
□	工事担任者資格者証の番号
□	電気通信主任技術者資格者証の番号
□	無線従事者免許証の番号

(左詰めで記入)

住民票コード又は総務省から発給された資格者証の番号を記載した場合、住民票等の「氏名・生年月日を証する書類」の添付が省略できます。

資格者証の交付を受けたいので、工事担任者規則第37条の規定により、(別紙書類を添えて)申請します。

申請資格		1. 第 1 級アナログ通信	2. 第 2 級デジタル通信	3. 総合通信																			
試験合格	受験番号	0	1	A	0	0	0	1	6	7	4	(R4 年 6 月 6 日合格)											
	受験番号												(年 月 日合格)										
申請の区分	B 養成課程修了	養成課程の名称 修了証明書の番号 (年 月 日修了)																					
	C 総務大臣認定	認定番号																					
	D 既取得資格	資格者証番号											資格者証番号										
添付書類		1 氏名及び生年月日を証する書類(住民票コード又は現に有する工事担任者資格者証、電気通信主任技術者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号を記載しない場合) 2 養成課程修了証明書																					

2 段目は資格の組合せ時による申請時のみ使用します。

申請期限は試験合格日(養成課程修了日)より**3ヶ月**となります。

- ※ 試験に合格した日、養成課程を修了した日又は総務大臣による認定を受けた日から3月以内に申請してください。
- ※ 写真の裏面には、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
- ※ 氏名及び生年月日を証する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍証明書等の公的書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と相違ないことが確認できない場合は認められません。

- ・申請書は申請する資格毎に必要となります。複数の資格を申請する場合、資格毎に作成してください。
- ・「申請資格」欄には、申請する資格の数字に○を付け、級を記入してください。
- ・「申請の区分」欄には、該当する区分のアルファベットに○を付けて、受験番号、養成課程名称、資格者証番号など該当する箇所を記入してください。
- ・「既取得資格」欄については、資格の組合せにより総合通信を申請される場合のみ記載となります。組合せにより「総合通信」を申請される場合は、次ページをご確認の上、記入してください。
- ・「添付書類」については、添付する書類に○を付けてください。

資格の組合せによる「総合通信」資格の申請について

工事担任者資格の「総合通信」の申請を行うことができる組合せは以下①～⑥のとおりです。（試験合格とは養成課程修了を含む。）

- ① 既取得資格（第一級アナログ通信）＋ 試験合格資格（第一級デジタル通信）
- ② 既取得資格（第一級デジタル通信）＋ 試験合格資格（第一級アナログ通信）
- ③ 既取得資格（アナログ・デジタル総合種）＋ 試験合格資格（第一級デジタル通信）
- ④ 試験合格資格（第一級アナログ通信）＋ 試験合格資格（第一級デジタル通信）
- ⑤ 既取得資格（第一級アナログ通信）＋ 既取得資格（第一級デジタル通信）
- ⑥ 既取得資格（アナログ・デジタル総合種）＋ 既取得資格（第一級デジタル通信）

※上記において「第一級デジタル通信」は「DD第1種」と読替え可能です。

注：試験合格した資格の申請に代えて上記の総合通信の申請を行い、資格者証の交付を受けた後は、試験合格した資格の資格者証の申請はできません。

（例えば、「第一級デジタル通信」の試験に合格し、試験合格資格と過去に交付された「第一級アナログ通信」を組み合わせる「総合通信」を申請した場合、試験合格資格による「第一級デジタル通信」の資格者証の交付申請はできません。「第一級デジタル通信」の資格者証が必要となる場合は、最初に試験合格により「第一級デジタル通信」を申請し資格者証交付後に既取得資格による交付申請をしてください。）

なお、既に「AI・DD総合種」の資格者証をお持ちの方は資格の組合せによる「総合通信」の申請はできません。

上記による「総合通信」資格申請時の記載例（申請書下段）

二つの試験合格を組み合わせる申請する場合

申請資格		1. 第 級アナログ通信	2. 第 級デジタル通信	3. 総合通信
申請 の 区 分	A 試験合格	受験番号	0 1 A 2 1 0 1 6 7 4	(R4 年 6 月 6 日合格)
		受験番号	0 1 C 2 1 0 3 6 7 4	(R4 年 6 月 6 日合格)
	B 養成課程修了	養成課程の名称 修了証明書の番号 (年 月 日修了)		
	C 総務大臣認定	認定番号 (年 月 日認定)		
	D 既取得資格	資格者証番号		(年 月 日交付)
		資格者証番号		(年 月 日交付)

試験合格と既取得資格を組み合わせる申請する場合

申請資格		1. 第 級アナログ通信	2. 第 級デジタル通信	3. 総合通信
申請 の 区 分	A 試験合格	受験番号	0 1 A 2 1 0 1 6 7 4	(R4 年 6 月 6 日合格)
		受験番号		(年 月 日合格)
	B 養成課程修了	養成課程の名称 修了証明書の番号 (年 月 日修了)		
	C 総務大臣認定	認定番号 (年 月 日認定)		
	D 既取得資格	資格者証番号	A U 1 0 A 0 9 0 0 1	(H10 年 12 月 20 日交付)
		資格者証番号		(年 月 日交付)

返信用封筒の注意事項

資格者証の郵送を希望する場合、封筒に所要の郵便切手を貼付し、申請者の氏名と受け取ることができる住所を記載してください。住民票住所と一致していなくても結構です。

・当局からは基本的に資格者証のみを送付いたします。資格者証のサイズは縦54mm×横86mm 厚さ1mm 重さ5g となりますので、定型郵便用の封筒（縦140～235mm×横90～120mm 厚さ10mm）で送付可能です。

・普通郵便による送付で不着となってしまった場合、申請者のご負担により再交付申請を行っていただくことになります。

そのため、返信用封筒は「特定記録郵便」や「簡易書留」のご利用を推奨いたします。

また簡易書留利用の注意点として、配達時に不在となり、一定期間再配達の申し込みが無かった場合、郵便物が当局へ返送されてしまいます。

この場合、再度返信用封筒を送付いただくか、当局窓口での受取となりますので、簡易書留を直接受け取れない場合は「特定記録郵便」を推奨いたします。

・複数の資格、複数の方の分をまとめて郵送希望する場合は、郵便料金の不足とならないようにご注意願います。

定型封筒での返信用封筒例

所要の切手を貼付 定型封筒、普通郵便なら110円 定型外は140円 特定記録郵便を利用する場合 所要郵便料金 + 210円 簡易書留を利用する場合 所要郵便料金 + 350円 の切手を貼付し内容を記載 (特定記録又は簡易書留)	切手 切手 申請者の氏名 申請者の受取先住所 特定記録
令和6年9月1日以降に提出される申請に同封の返信用封筒には、上記料金改定後の切手を貼付けてください。	
受取可能な住所と申請者氏名を記載	